

福岡県水産海洋技術センターにおける競争的資金の不正防止計画及びコンプライアンス教育・啓発計画

令和4年5月1日制定

この計画は、「福岡県水産海洋技術センターにおける研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の防止に係る方針」（以下「方針」という。）3の（1）のイにより、研究費の不正使用の防止に関することを定める。

1 計画の趣旨

競争的資金の使用に当たっては、福岡県職員として「福岡県職員倫理条例」「福岡県職員等の旅費に関する条例」「福岡県財務規則」その他関係法規を遵守することを基本とし、本計画はそれに加え必要な事項を定める。

2 不正防止計画

（1）責任体系の明確化

最高管理責任者はセンター所長、統括管理責任者は副所長、コンプライアンス推進責任者は副所長、有明海研究所長、豊前海研究所長、内水面研究所長とし責任体系の明確化を図るとともに、ホームページで公表する。

（2）内部監査の実施

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、競争的資金が適正に処理されていることを定期的に確認する。

（3）不正を発生させる要因の把握と防止・改善

内部監査で把握された問題点は、センター全体で共有し、不正の発生を防止するとともに改善措置を実施する。

（4）関係者の意識向上

ア 不正防止計画推進部署は、ガイドラインや方針等の関連規程の周知徹底を図るため、研修会の開催や啓発活動を行う。

イ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

3 コンプライアンス教育・啓発計画

（1）コンプライアンス教育

コンプライアンス教育は、競争的資金で実施される研究に携わるすべての職員を対象に説明会やeラーニング等の形式により実施し、受講状況等を把握する。

（2）啓発活動

啓発活動は、競争的資金で実施される研究に携わるすべての職員を対象に、コンプライアンス教育の内容を踏まえ継続的に実施することとし、既存会議を利用する他、メーリングリストの活用やチラシの回覧等により、四半期に1回程度実施する。